

Energize

私たちはお客様の**“元気”**をサポートします！

私たちは**“3.11”**を忘れません！



気仙沼で発見された携帯に残された最後のメールです。

この原稿は私が担当をしている新聞の... 今月分の原稿です。

いつも手書き文字とイラストを書いています。

真横で妹が死にゆくなか

どんな想いで暗黒と極寒の中

彼女はメールを残したのでしょうか。涙が止みません。

48才のお父様よりこの携帯を見せていただきました。

作成：瀧本 光静

バッテリーがなくなったのか「ありが...」で途切れたメール...

フェイスブックで見つけたこの記事を読んで涙が止まらなくなりました。

二人の姉妹とお父様の年齢差は、我が家と同じ...

この携帯文を思い出すたびに、その頃の娘たちの姿と重なり... 自然に涙が溢れます。

そして、失われた命の尊さを忘れずに、与えられた自分の「生」を精一杯に生き抜こうと心に誓います

私たちは、「3.11」を絶対に忘れません

◆ 人材投資に関する税制について

昨年6月に公布された税制改正法において、企業の雇用促進を奨励し、雇用を増やす企業を減税する等の税制上の優遇制度である雇用促進税制が創設されました。春は雇用が増える季節となりますので、今回は適用要件と税額控除を受けるための手続きについて概説します。

●雇用促進税制とは

(1) 雇用促進税制の概要

青色申告書を提出する一定の事業者（法人、個人）等が平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度において、雇用者増加数5人以上（中小企業者等は2人以上）かつ雇用増加割合10%以上など一定の要件を満たしている場合には、雇用増加1人当たり20万円の税額控除が受けられます。

(2) 対象要件

① 適用対象者

青色申告書を提出する法人、個人であること（但し、風俗営業等を営む事業者は除く）

② 雇用増加要件

雇用保険一般被保険者の数が前事業年度末に比して10%以上、かつ5人以上（中小企業者等は2人）以上増加していること

※雇用者とは、法人の使用人のうち雇用保険の一般被保険者であるものをいい（役員の特典関係者及び使用人兼務役員は除く）、ハローワークを活用しない方法で雇い入れた場合も対象となります。

③ 離職事由による要件

前事業年度および当事業年度において、事業主都合による離職者がいないこと

④ 支払給与額増加要件

当事業年度の給与支払額が、比較給与等支給額以上であること

※比較給与等支給額＝

前事業年度の給与支給額＋（前事業年度の給与支給額×雇用者増加率×30%）

(3) 税額控除額

① 税額控除額

増加した雇用保険一般被保険者の数×20万円

② 控除限度額

当期の法人税額、所得税額の10%（中小企業等については、20%）を限度とする

●適用を受けるには

(1) 事業年度開始時

事業年度開始後2ヶ月以内に本社・本店を管轄するハローワークに、目標の雇用増加数等を記載した雇用促進計画を提出

(2) 事業年度終了時

事業年度終了後2ヶ月以内（個人事業主は3月15日まで）にハローワークに雇用増加数等の達成状況を追記したものを提出し、上記①～④の適用要件の確認を受ける

(3) 申告時

達成状況の確認を受けた雇用促進計画の写しを申告書に添付して税務署に申告

今回は雇用促進税制の概要と手続きの流れについてお伝えいたしました。適用要件該当の有無や手続き等についての確認については、ぜひ担当者までご連絡下さい。

★ 2016年、国家破綻!?

1月25日に財務省が発表した貿易統計によると2011年の貿易収支は第二次石油ショックの1980年以来31年ぶりに赤字に転落しました。しかし、暦年と年度の違いはあるものの実質的にはリーマンショックのあった2008年も貿易赤字となっています。つまり、大震災の影響云々ではなく、リーマンショック以後、日本の貿易は赤字基調へと転落しているということなのです。

● 経常赤字は国家破綻へ続く道...

右の新聞記事の通り、世界一の借金大国である日本が破綻しない理由は、国債の9割以上を私たち国民が持っているからなのです。そして、国債を買い支えている国民の預貯金は貿易黒字から生まれた経常黒字から生まれています。

これを中小企業に当てはめてみると.. 9億5千万もの借入金に苦しんでいるA社は、年商5千万円で毎年の支出が9千万円あるために、さらに毎年4千万円の借金を増やしています。ただ、今まで倒産しなかった理由は、その借金が銀行借入ではなく、他に不動産収入のある社長からの借入だからなのです。ただ、先月、貸室に空室ができて不動産収入がなくなりそうな雲行きです。社長にはまだ預金があるため、これを取り崩せばあと数年は会社に貸付が出来ますがそれも限界がきます。また、現在の借入れを銀行に移したら3%金利だけで年商の半分以上になってしまいます。あなたがA社の社長なら、どうしたら良いのでしょうか??

● 解決策はあるの?

皆さんが社長で会社を続けたいなら.. まず誰でも考えるのは「社長の債務放棄」によって会を無借金にして、同時に事業を利益の出る体質に再構築することではないのでしょうか? そんなことができます... それが「預金封鎖」とハイパーインフレです。これに備えるために外貨預金や海外投資(オフショア投資等)の知識が必要になるのです。経済成長により国民すべてが幸せになった時代、国が守ってくれた時代は終焉を迎えました。勉強して知恵を出した者だけが生き残れる時代なのです。

2012年(平成24年)2月2日 木曜日 享月 三

三 菱 U F J 銀、試算本腰

国債急落 少しずつ現実味

三菱東京UFJ銀行が日本国債の急落に備えた危機管理計画を作った。日本国債は「安全資産」と言われて価格は安定しているが、消費税増税など財政再建のめどはたらず、将来への不安は強まっている。▼1面参照

三菱東京UFJは昨年6月から計画を作り始めた。それまで金利が一定レベルまで上昇(価格は下落)した時の損失などを試算してきた。今回は作業チームをつくり、本腰を入れた。国が借金のために乱発し

日本では経常黒字が財政赤字を支えている(金額は2011年9月末のデータ)

経常黒字
・輸出でのもうけ
・海外投資でのもうけ

もうけを貯蓄に
↓
国民の金融資産
1471兆円

国債を買い支え
↓
国の借金
954兆円
国債のほか、政府短期証券なども含む

貯蓄減
財政危機に?

た国債が価格も高値(金利は低率)で安定しているのは、9割超を国内の投資家が持っているのが大きい。国民の金融資産は約1.5兆円あり、預貯金などが

もうけを投資に
↓
国債購入にあてられる。ギリシャのように海外の投資資金に頼り、売込まれる事態は心配しなくて良かった。だが「安全神話」も崩れつつある。国の借金は国

民金融資産の規模に近づいている。円高などで工場が海外に逃げて輸出が減ったりして、経常赤字に陥る可能性は小さくない。

欧州の政府債務(借金)危機が追い打ちをかけた。欧州各国の国債が軒並み急落。日本国債が標的になってもおかしくなくなった。このため三菱東京UFJは「数年内に長期国債の金利(年率)3.5%」のシナリオも描いた。これが現実になれば、どうなるか。政府は毎年の予算で金利2%を前提に国債費(過去の借金の返済)を組み、新年度予算案では一般会計約90兆円のうち約22兆円を占めている。日本総合研究所の河村小百合・主任研究員は「3.5%になったら、

国債の利払いだけで二十数兆円膨らむ」とみる。いくら消費税率を上げて、借金返済のための新たな借金が膨らみ、国の財政は「破綻」へ突き進む。さらに国債価格の下落による金利上昇を招く悪循環に陥り、日本は金利上昇に伴う物価急騰(ハイパーインフレーション)に陥る恐れもある。他行も警戒を強めている。りそな銀行は、一定規模の「含み損」が出た場合は償還(返済)まで持つつもりはない。国債約2.5兆円分から売る。みずほコーポレート銀行は価格が下がりをかける金融取引をし、最終的には数兆円規模の中期国債を売ることもあるという。(編集委員・織田一)

★ 相続税の負担軽減対策 ～第二回：生命保険金の活用～

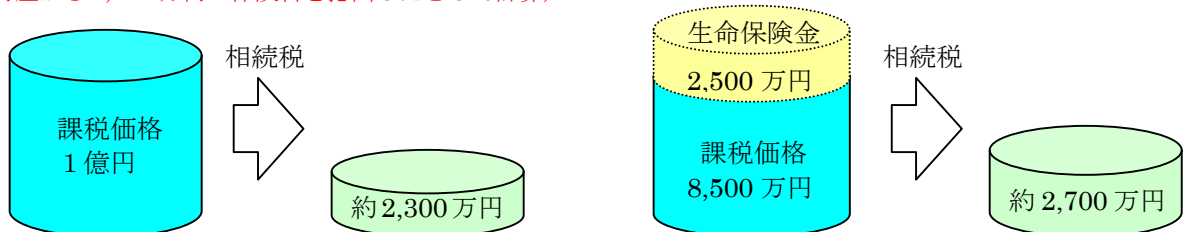
第一回に続き、今回は生命保険金を活用した相続税の負担軽減対策をお話します。

本来、生命保険金等を利用する目的は残されるご家族の生活資金や相続税の納税対策として活用されますが、相続税の負担軽減を目的とした活用の方法をご紹介します。

■ 生命保険契約の契約内容を工夫

通常、契約者（保険料負担者）＝被相続人、被保険者＝被相続人、保険金受取人＝相続人（配偶者やご子息等）という内容で契約をされることが多いと思います。この契約方法では被相続人の方が亡くなったことにより保険金受取人が受け取る保険金を被相続人の財産とみなされて相続税の計算の対象となってしまいます。これは、ご家族の生活資金対策等として加入した生命保険金が、相続税の負担を増加させ、当初計画していた程の資金が手許に残らないことを意味します。

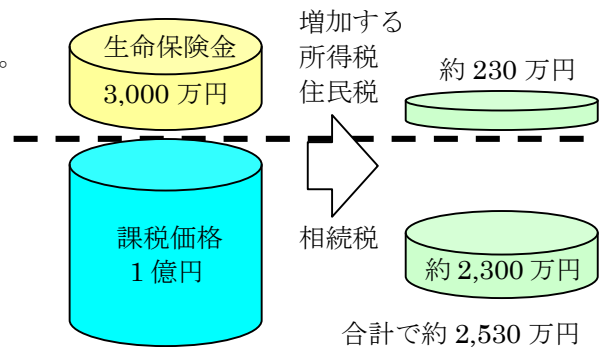
Ex) 相続人は子が一人のみで生命保険金 3,000 万円を受け取った場合
(財産から 1,500 万円の保険料を捻出したとして計算)



上記の通り、3,000 万円の生命保険契約をすると合計で 1,500 万円の財産の増加に対して税額が 400 万円増加する計算となってしまいます。そこで、契約内容を工夫して相続税の計算の対象とならないようにすることで、結果として相続税の負担軽減につながる活用方法を検討します。上記の契約内容で契約者（保険料負担者）を相続人に変更するというものです。この方法では、生命保険金の取り扱いが相続税から所得税、住民税の対象とすることができます。これにより、右図のように全体での税金の負担は約 170 万円の違いとなります。

(相続人は年齢 30 歳、既婚で年収が 600 万円のサラリーマン、配偶者と子が一人として計算しています)

相続人の人数や、相続人自身の収入状況によって軽減できる金額は大きく変わってしまい、反対に納税額が大きくなってしまう場合もあります。検討される際は事前に準備が必要です。



■ 活用する際のポイント

- ・ 契約内容を契約者及び保険金受取人＝相続人、被保険者＝被相続人となるように契約する
- ・ 契約内容の確認や、税金の計算も含めて事前にシュミレーションをする必要がある
- ・ 相続人（契約者）に保険料の支払能力が必要となる

次回は、今回の方法をさらに詳しく説明します！



株横浜総合フィナンシャルの西尾です！

既存の保険契約を変更して活用する場合には贈与税等も関係してきます。

また、契約方法により効果が大きく異なりますので、ご相談のある方は遠慮なく FP チームにご相談ください！

今月の一言…“良薬は口に苦し”

“ 運、 鈍、 根 ”

運は鈍でなければつかめない。利口ぶってチョコマカすると運は逃げてしまう
鈍を守るには根が無くてはならぬ (古河市兵衛)

この歳になって感じますが、「ホントにスゴイ」と思う人は皆「鈍」ですね...
成功の秘訣は「ヤルと決めたことを寄り道も近道もせずに淡々とやり続けること」だと教
えられました。そして、「鈍」であるためには「根」である使命を知らなければなりません。

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じた
ことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言... (v o l . 4 7)

- ★ 東日本大震災から1年が経ち、TVでは特番が多く組まれていました。今までに何度も見てきた津波の映像のほか今までに見たことのなかった映像も放送されていました。1年前はその映像に只々圧倒されるばかりでしたが、今回は今までに感じたことのない恐怖を覚えました。そして何気ない日常がいかに大切でそれがいかに幸せであるかを改めて感じました。普段不満に思うことは本当に些細なことが多く、そんなことに時間を費やすのはもったいない、その時間にやるべきことがもっと沢山あるはずだと思いました。(KARINO)
- ★ 震災から1年が経過しました。振り返ってみると、あのとき、普段何気なく生活していた“日常”がいかに尊いものかを思い知らされ毎日を大切にしようと思ったはずなのに、忙しさに取り紛れてしまった自分を反省させられます。オワリはじまりという歌に次の歌詞があります。「もうすぐ今日が終わる。やり残したことはないかい。～かけがえのない時間を胸にきざみこんだかい」(by かりゆし58)時々で自分の行動を見直していきます。未だ避難生活を余儀なくされている方のためにも一日も早い復興を願います。(YAMAMOTO)
- ★ 3月3日、第7回の後継者育成塾を開催しました。今回は人材育成のプロである(株)ストラテジックの桜井先生から人材の育て方についてご講義頂いたのですが、中でも『人はストレスの中で育つ』との言葉に強く共感しました。人が育つためには、『良い失敗』を経験しながら、思い通りにならないストレスと戦い・学ぶことが重要です。その意味で上司は摩擦(ストレス)を恐れてはいけないのだと…。子供は擦り傷を繰り返し、成長します。私もまだまだ擦り傷を作りながら、ストレスと戦っていく決意です！(TOCHIKURA)
- ★ 先週、幼馴染が心筋梗塞で亡くなったと連絡が入りました。50歳近くになってから結婚をして幸せに暮らしているとウワサを聞いていたのに... 悲しい気分が週末を過ごして、週明けに事務所のメールを開くと中学の同窓生の訃報メールが(涙)イラストレーターとして活躍して昨年も展覧会の案内をもらったばかりだったのに... 50代になってから、年に一人位ずつ同年代の友人の訃報を聞くようになりました。「きっとそういう歳(年代)なんだな～」と思います。動物は、子育てが終わると寿命も終わるように命がプログラミングされていると聞きました。動物学的に考えれば50代も半ばになれば生物としての役割は果たせたのかもしれない。他の動物に比べると、人間だけは益々寿命が延び子育て後の長い余生の時間を手に入れました。でも余生だからこそ、この貴重な時間を有意義に精一杯生きていかなければ!と思います。有名なクラーク博士の「ボーイズ・ビー・アンビシャス(少年よ、大志を抱け)」という言葉の最後には...「ライク・ア・オールドマン(老人のように)」という言葉が続いていると聞いたことがあります。「老人のように死生観を持ち日々を大切に生きよ」というメッセージなのかもしれません。人は必ず死を迎えます。そして、命の期限があるからこそその人生... 一日一日を大切に確実に刻んで行こうと思います。(IZUMI)

横浜総合事務所グループ

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント／有限会社FMIコンサルティング／株式会社横浜総合フィナンシャル

< 横浜総合ASP推進センター / 横浜総合M&Aセンター >

セミナーのご案内

※関与先値引き有り

★ “将軍の日” 中期経営計画作成セミナー

自社の5年後のあるべき姿と、そのための経営課題を明確にするための一日！

日時：平成24年4月18日(水)／10時～18時

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：5社限定 料金一社 52,500円 関与先割引 26,250円

昼食代込（お二人迄参加可）

★ “新・横総経営塾” 毎月開催、経営者セミナー <※※※会員募集中※※※>

第15回「税務調査の対応対策」

講師：税理士法人 横浜総合事務所 パートナー・COO 山本 歩美

日時：平成24年4月17日(火)／16時～18時、終了後実費にて懇親会

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：都度参加会費 3,000円

★ “組織活性化プログラム” 経営革新実践セミナー

組織をモチベーションが高く筋肉質の「強い組織」に変える3ヶ月プログラム！

主催：株式会社経営支援センター&株式会社横浜総合マネジメント

日時：日程調整中 ※別途ご案内をさせていただきます

場所：横浜・関内周辺セミナールーム

募集：参加費 750,000円（1社5名まで参加）

ネットワーク

日本大通り法律事務所、小越司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所

(株)人材経営センター、(株)日本M&Aセンター、(株)船井財産コンサルタンツ

企業再生・承継コンサルタント協同組合、(株)FPG、(株)経営改善支援センター

(株)パワーズプロジェクトマネジメント、NMC 税理士法人税務総合対策室、BDO 税理士法人

(株)日本エスクロー信託、(株)TSUNAMI ネットワークパートナーズ(支援会員) 他

〒231-0021 横浜市中区日本大通 17JPR横浜日本大通ビル 10F

横浜総合事務所グループ／TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

「経営者へのメッセージ」「癒しの森暮らし」のブログにもつながります